

苓北町不妊治療費等助成事業

令和8年度より
不妊治療にかかる助成が
拡充されました。



令和8年度より、新たに先進医療にかかる自己負担額と不妊治療を受療する医療機関までの交通費を助成します。

対象者	次のいずれにも該当する方 1. 戸籍により婚姻の確認ができる男女（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）が、申請日の1年以上前から本町にお住いの方 2. 治療を受けている夫婦及び同一世帯員に町税等の滞納がない方 3. 医師に不妊症と診断されている方
-----	---

～不妊治療費の助成について～

治療内容	一般不妊治療	生殖補助医療	生殖補助医療（保険適用） +先進医療
年齢	制限なし	治療開始において女性の年齢が43歳未満	
回数	制限なし	40歳未満：通算6回まで（1子ごとに） 40歳以上43歳未満：通算3回まで（1子ごとに）	
助成額	同一年度につき 上限50,000円	1回の治療につき 上限100,000円	生殖補助医療の助成に加え 先進医療にかかる自己負担額 上限50,000円

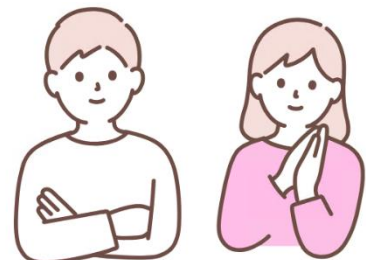
【申請に必要なもの】

- ① 苓北町不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 苓北町不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第2号）
- ③ 不妊治療に要した費用の領収書の写し
- ④ 夫婦のマイナンバーカードまたは個人番号が確認できるもの
- ⑤ 申請者の通帳の写し

※婚姻の届出をしていない場合、事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証する書類

【申請期限】

1回の治療を終了した1年以内に申請してください。



不妊治療交通費助成事業

～不妊治療にかかる交通費の助成について～

不妊治療のために遠方の医療機関で治療を受ける方に対し、交通費の一部を助成します。



〈自宅〉

おおむね60分以上の移動時間



〈医療機関〉

対象者	次のいずれにも該当する方 1. 苓北町に住所を有する方 2. 自宅から治療を受ける医療機関までおおむね 60 分以上の移動時間を要する方
助成額	治療を受ける医療機関までの移動に要した費用の 8 割を補助 ・自家用車を利用: 移動距離 (km) × 37円 × 0.8 ・公共交通機関利用: 運賃 × 0.8

【申請に必要なもの】

- ① 苓北町不妊治療助成金交付決定通知書
- ② 医療機関の発行する領収書の写し
- ③ その他必要書類(交通費に係る領収書の写しなど)

【申請期限】

1 回の治療を終了した 1 年以内 に申請してください。



お問い合わせ
苓北町こども家庭センター
(苓北町役場福祉保健課内)
0969-35-3330